

自立支援医療(精神通院)制度のご案内



みとちゃん

自立支援医療（精神通院）制度について

この制度は、指定を受けた自立支援医療機関での通院による精神疾病の治療に対し、治療費の一部を公費負担する制度です。

制度を利用するためには、水戸市障害福祉課に自立支援医療（精神通院）支給認定申請書を提出し、自立支援医療（精神通院）受給者証の交付を受ける必要があります。

認定された場合は自立支援医療受給者証が交付され、受給者証に記載された医療機関等の窓口で受給者証を提示することで、窓口負担が軽減されます。

申請方法

○提出書類

申請手続きは毎年必要です。

再認定申請は有効期限の3か月前からすることができます。



(ア) 自立支援医療費(精神通院)支給認定申請書

申請用紙は水戸市障害福祉課の窓口にあります。

(イ) 自立支援医療(精神通院)診断書

通院先の指定自立支援医療機関が発行したもので、作成日から3か月以内のもの。

診断書は原則として2年に1度の提出です。前年度に提出した再認定申請の方は不要です。診断書用紙は水戸市障害福祉課の窓口にあるほか、医療機関で用意しているところもあるので、ご確認をお願いします。

有効期限を過ぎて申請した場合は、新規申請の扱いとなり、診断書が必要になります。

また、精神障害者保健福祉手帳の申請用の診断書をお持ちの方は、4ページをご覧ください。

(ウ) 健康保険証(コピーでも可)

原則として、受診者を含め、同じ健康保険に加入している世帯全員の保険証が必要です。

全員の保険証の持参が難しい場合は、受診者本人の保険証をご提示ください。

(エ) 市町村民税課税(非課税)証明書

市外から水戸市へ転入された方や、施設に入所している方などは必要になることがありますので、お問い合わせください。

生活保護世帯の方は生活保護受給者証をご提示ください。

(オ) 個人番号確認書類(個人番号はなくても申請できます。)

個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票など。

(カ) 身元確認書類(代理申請の場合は代理人の身元確認書類)

どちらか一方を用意してください。

① 本人確認できる「写真付き」の身分証明書等を1点

個人番号カード、運転免許証、パスポート、障害者手帳(写真付)など。

② 「写真付き」でない身分証明書を2点

健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、精神通院受給者証など。

(キ) 印鑑

(ク) 自立支援医療受給者証(すでにお持ちの方のみ)

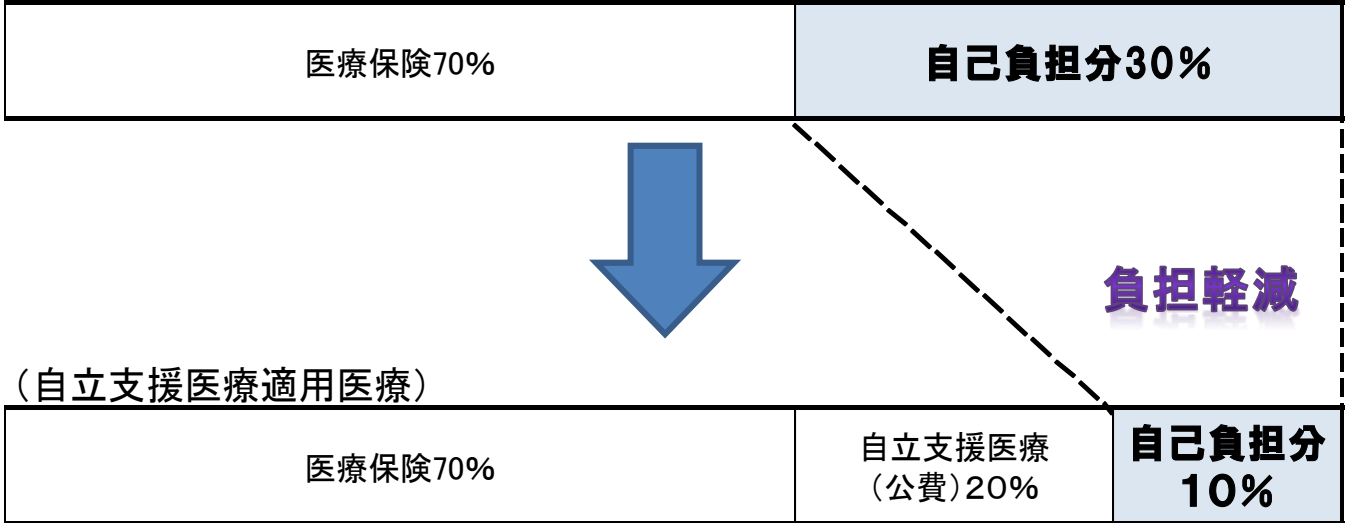
申請から交付までの流れ(水戸市の場合)



自己負担について

制度の適用を受けると、登録された指定自立支援医療機関に通院する場合、自己負担額が原則として1割負担に軽減されます。

医療費の負担 (一般的な医療)



(自立支援医療適用医療)

ただし、受診者の「世帯」の所得や疾病等に応じて、負担上限月額が定められています。
 「世帯」とは、住民票上の世帯にかかわらず、同じ保険に加入している家族をいいます。

負担上限月額

世帯の状況	生活保護世帯	市町村民税非課税世帯		市町村民税課税世帯		
		本人収入		市町村民税額(所得割)		
		80万円以下	80万円超	3万3千円未満	3万3千円以上 23万5千円未満	23万5千円以上
負担上限月額	生活保護	低所得1	低所得2	中間所得		公費負担対象外
	負担上限月額 0円	負担上限月額 2,500円	負担上限月額 5,000円	負担上限月額 医療保険の自己負担限度額		
	(※1)「重度かつ継続」の該当					
				中間所得1	中間所得2	一定以上
				負担上限月額 5,000円	負担上限月額 10,000円	負担上限月額 20,000円

※1 「重度かつ継続」は、継続的な通院治療を受ける必要があり、相当額の医療費がかかる場合を指します。

変更申請について

支給認定の内容に変更が生じた場合、変更申請が必要です。下記のものを用意し、障害福祉課で手続きを行ってください。申請にはマイナンバーが必要です。

申請・届出項目	市町村民税 課税証明書※1	健康保険証※2	受給者証	印鑑
保険証変更	△	○	○	○
医療機関 変更・追加※3			○	○
氏名・住所変更			○	○
県外転入	○	○	○	○

※1 水戸市以外に住民票がある方や、水戸市に1年以上お住まいでない方は課税証明書が必要になる場合があります。

※2 生活保護の方は、生活保護受給者証をお持ちください。

※3 訪問看護やデイケアの変更・追加の場合は主治医の指示が必要となります。

有効期限について

(ア)新規の場合

有効期限は、申請受理日から1年間（1年後の前月末まで）です。

(イ)更新の場合

有効期限までに、再認定の申請が必要です。

現在使用している受給者証の有効期限の3か月前（当月含む）から手続きが可能です。

有効期限は、現在使用している受給者証の有効期限の翌月から1年間です。

※交付までには、1か月半から2か月ほどかかります。

※更新手続きの連絡・通知はいたしませんので、ご注意ください。

精神障害者保健福祉手帳との同時申請について

自立支援医療（精神通院）と精神障害者保健福祉手帳を同時に申請する場合、手帳用診断書1枚で申請することができます。

ただし、手帳の申請を年金証書で行っている場合は、別途、自立支援医療用の診断書が必要です。

また、自立支援医療と手帳の有効期限が同時期でないために、同時に申請できない場合、自立支援医療受給者証の有効期間を短縮して、手帳の有効期限に合わせるすることができます。

◎お問い合わせ先

水戸市保健福祉部障害福祉課 給付係 自立支援医療(精神通院)担当

〒310-8610 水戸市中央1-4-1

電話 029-232-9173 (直通)

FAX 029-221-4447

